

第56回全九州銃（短）剣道試合における「接近」状態に関する統一事項

平成29年度全日本銃剣道優勝大会・青年大会・高校生大会での「接近長し」の裁定において、統一事項として文書通知があり「反則とする行為」「注意とする行為」として統制をされました。第72回国体においては、「反則」と裁定することになりました。よって全九州銃剣道・短剣道大会における「接近長し」の反則裁定について見解を統一いたしますので通知いたします。

記

第56回全九州銃（短）剣道大会統一事項

（1）接近状態の開始と解除（試合・審判規則第19条11項「接近長し」）

接近状態の開始 (審判員が10秒のカウントを始める時)	接近状態の解除 (審判員が10秒のカウントをやめる時)
相互の小手と小手が触れ合う程度	基本の間合い (木銃が約10cmの交差)

（2）一方が間合いを取ろうとするのに対して片方が離れず接近する場合の裁定の見解統一。（試合・審判細則第20条5項）

■「反則」とする行為

- ◇もう一方が、一度の接近につき、お互いにどの体勢・状態であれ、間合いを詰めて接近を解除しようとしてしない。
- ◇もう一方が、一度の接近につき、お互いにどの体勢・状態であれ、突き間でないところから執拗に（2回以上）突いて接近の解除を試みない行為。（離れようとしない行為と同等とみなす）
- ◇一方が間合いを取るため、双方の接近は解除されるが、もう一方は、間合いを詰めてもないが、離れもしない。または、相手に下がらせ、自身は常に小さく間合いを切っている。（区画線近くなどで、自分が間合いを切ると場外に出てしまうという場合は、回り込むなどして離れようとしてすること。）
- ◇相手が後退している途中で突き間でないところから相手の木銃を叩く、巻き落とすなどで、木銃落としを狙う行為。
- ◇突き間でないところから執拗に突いてくるのに対して、離れようとする姿勢を見せながらも突き返すといった行為が2回以上繰り返され、突き返した技が有効とならない場合、（両者に反則）（突き返した技が有効な突きであれば、有効とみなす。）
- ◇後退している途中で一旦動きを止め、一定時間後退しない。（接近状態で木銃を制している場合など）
- ◇接近中に剣を制せられた場合、お互いに間合いを切る途中で動きを止め再度間合いを詰める行為。
- ◇突く意志はなく、接近を解除するために力で相手を押すだけの行為。（状況によっては「突く」・「押す」の繰り返しも同等とみなし、度合いによっては合議の上、「公正を害する行為」として反則とする）

*審判員の皆様、この文書は、審判会議に持参して下さい。